

事例から学ぶ

介護事業者の事故対応

利用者に蹴られ職員が骨折、家族に伝えるべきか？

－労災保険で処理すれば良いか？－

■家族には報告しない方が良い？

特養の入居者Mさん(82歳)は認知症がある女性利用者です。普段は大人しい方ですが、時折、癩癢を起して暴れることがあります。ある時、職員がMさんの入浴後の着替えを介助して、かがんで靴を履かせていた時、突然職員の脇腹をけりました。職員は激しい痛みを訴えすぐに受診すると、ろっ骨を骨折していたことが判明しました。Mさんは認知症でわざとやった訳ではなく、家族に治療費を請求する訳にもいかず、労災保険を使って処理しました。

この事故について家族に報告するかどうかを巡って、意見が分かれました。相談員とケアマネジャーは「家族が心配するから報告しなくて良い」と言いますが、看護師は「肋骨の骨折は重症事故だから報告すべきだ」と主張します。結局施設長の考えで家族には報告しないことになりました。この対応で良いのでしょうか？

認知症利用者の加害行為は家族には必ず報告すべき

■代理監督義務者の報告義務

家族には事故の事実を報告しなければなりません。ただし、家族に事故の責任を問うためではありません。

では、なぜ施設は家族へ報告しなければならないのでしょうか？

利用者に認知症がある場合は、民法上、家族が法定監督義務者で入所施設は代理監督義務者になり、入所契約上、代理監督義務者は法定監督義務者に対して報告が必要と考えられる生活上の出来事(事実)について、報告する義務を負っていると考えられるからです。例えば、幼稚園児は判断能力がありませんから、親である法定監督義務者に対して代理監督義務者である幼稚園は、幼稚園で起きた出来事のうち報告の必要があると考えられるものについて親に報告しなければなりません。

■他の利用者への危害も想定すると

では、「認知症の利用者が職員にケガを負わせた」という事実は、家族に報告すべき義務を負う出来事なのでしょうか？

施設が利用者の責任能力が無いと判断し、労災保険で治療費などの補償ができるため、家族に報告しなくても良いように思われます。しかし、Mさんの暴力による事故は、職員に対してだけとは限りません。他の利用者の危害の可能性も大きいのです。

家族は、認知症の利用者が他人に対して危害を加えるという危険があるということを知らなくてはなりません。なぜなら、ケースによっては認知症利用者の加害行為の責任を家族が負わなくてはならないこともあるからです。加害者になることは被害者になることと同様に、家族にとって重大な問題なのです。ですから、報告すべき義務のある出来事なのです。(ただし、施設が代理監督義務者になるのは、本人に認知症がある場合だけです)。

今回の事故は認知症の利用者の加害行為と言っても、暴力という訳ではないかもしれません。たまたま、足を上げたらぶつかったという故意ではない偶発的な事故かもしれず、家族に報告する時は、家族が負い目を負ったり責任を感じたりしないように、被害者の氏名を報告することは控えるなど、配慮してさしあげれば良いと思われます。



発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456

担当課・支社 代理店

株式会社福祉医療共済会
東京都渋谷区渋谷3-12-22渋谷プレステージ5F
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882